



あんしん補償制度について

あんしん補償制度にご加入いただくことで、
万一の事故の際にお客様の負担となる対物補償の免責額と車両補償の免責額の支払いが免除されます。

さらに、あんしん補償制度ワイドにご加入されると、ノンオペレーションチャージのご負担もなくなります。
また、タイヤパンク修理、タイヤ損傷費用の支払いも免除され、当社が締結する損害保険のロードサービスも受け
ることができます。

お申し込みは出発までに限らせていただき、貸渡の途中でのご加入・解約はできません。
※インターネットからのご予約の場合、料金にあんしん補償制度(免責補償制度)ご加入が含まれている場合もございます。

	非加入	あんしん補償制度ご加入	あんしん補償制度ワイドご加入
対物免責額	5万円	支払い免除	支払い免除
車両免責額	J・EJ・HJ・HW・W・V・F・T1~T3クラス 5万円 T4以上、S・A・C・Mクラスすべて 10万円	支払い免除	支払い免除
ノンオペレーションチャージ (営業補償)	自走可能な場合 2万円 自走不可能な場合 5万円	自走可能な場合 2万円 自走不可能な場合 5万円	支払い免除
お客様ご負担額	事故内容により ※2 7~20万円	自走可能な場合 2万円 ※1 自走不可能な場合 5万円	0円 ※1

※1 約款違反、法令違反等悪質な事故の場合は、あんしん補償制度・あんしん補償制度ワイドにご加入いただいても適応除外ならびに保険・補償制度の適応除外となります。
※2 一回の貸渡で、二回以上事故を起こした場合は更に負担額は増えます。また、約款違反、法令違反等悪質な事故の場合は、当社保険・補償制度の補償限度額を超える事故の場合、補償限度額を超えた分はお客様に一括してお支払いいただきます。

下記の場合は、保険・補償制度の適応外となり修理に要する費用は、お客様の実費負担となります。

- ・ タイヤのパンクおよびバースト ※3
- ・ タイヤホイールの破損およびホイールキャップの紛失・破損
- ・ 車内装備品の紛失・破損

※3 あんしん補償制度ワイドへのご加入で実費負担が免除されます。

あんしん補償制度
ご加入料(1日あたり)

J、HJ、EJ、W、HW、F、J、T1~T3クラス	
北海道地区	1,320円
沖縄地区	1,650円
上記以外	1,100円
T4クラス以上S、A、C、Mクラス	2,200円

プラス
+であんしん

あんしん補償制度ワイド
※あんしん補償制度にご加入されている方のみご加入いただけます
ご加入料(1日あたり)

J、HJ、EJ、W、HW、F、J、T1~T3クラス	
北海道地区	880円
沖縄地区	880円
上記以外	1,100円
T4クラス以上S、A、C、Mクラス	2,200円

価格は税込みです。

補償の適用を受けられない場合
下記のような運転又は状態で、事故が発生した場合は、お客様の全額負担となります。

- ・ 警察と営業店の両方への事故届けがなかった場合
- ・ 薬物使用
- ・ 飲酒運転
- ・ 各種テスト・競技に使用し、又は他車の牽引・後押しに使用した場合
- ・ 契約書記載運転者及び副運転者以外の運転による事故の場合
- ・ 無免許運転(仮免許運転や運転できる自動車の種類に違反している場合を含む)
- ・ お客様の所有、使用、管理する車両等との事故によるレンタカーの車両損害
- ・ 無断でレンタル時間を延長して起きた事故の場合
- ・ 盗難によって生じた車両損害
- ・ その他、レンタル約款(貸渡約款)に違反した場合
- ・ 定員オーバーして走行した場合
- ・ タイヤチェーン、スキーキャリアなどによるキズ
- ・ 当社の承諾なくして相手側と示談した場合
- ・ 使用方法が劣悪な為に生じた車体などの損傷や腐食の補修費
- ・ 海岸、河川敷、又は林間等車道以外で走行した場合(維持管理された道路以外での事故)
- ・ タイヤのパンク及びバースト、ホイールキャップの紛失による損傷及びパンク応急修理キット代※
- ・ 操作ミスによる故障・損傷
- ・ その他貸渡約款に定める免責事項に該当する事故
- ・ 営業店内でレンタカーや、看板等を破損した場合
- ・ あおり運転し、事故を起こした場合(誘因事故含む)
- ・ 車内装備の損害

※あんしん補償制度ワイドへの加入で補償されます。

補償の適用を受けても、あんしん補償制度・あんしん補償制度ワイドの適用を受けられない場合
下記のような重大な交通違反が原因で事故が発生した場合、
あんしん補償制度・あんしん補償制度ワイドへご加入されている場合でも免責金を負担していただきます。

- ・ スピードの出しすぎで事故を起こし、制限速度を超えたと実証された場合
- ・ 一時停止を怠って事故を起こした場合
- ・ 追い越し禁止車線で当該禁止車線を越えて事故を起こした場合
- ・ 右折禁止、Uターン禁止等違反により事故を起こした場合
- ・ 信号無視により事故を起こした場合
- ・ 運転中の携帯電話使用により事故を起こした場合
- ・ アルミバンの架装荷室部分及び、特殊車両の架装部分を損傷させた場合
- ・ 大雪特別警報に伴うチェーン規制の発令時、タイヤ不適合使用による事故を起こした場合